

大同大学学術情報リポジトリ規程

(平成 26 年 10 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 大同大学図書館（以下「図書館」という。）に、大同大学（以下「本学」という。）が産出する学術研究成果等を電子的手段により恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で公開することにより、本学の情報発信力の強化及び教育研究活動の発展に資するとともに、社会貢献及び社会的説明責任を果たすため、大同大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）を置く。

(審議機関)

第 2 条 リポジトリに関する事項は、図書委員会において審議する。

(管理及び運営)

第 3 条 リポジトリに関する管理及び運営は、図書館が行う。

(登録資格)

第 4 条 リポジトリに、本学の教育研究活動を通して得られた学術成果等（以下「コンテンツ」という。）を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学に在籍する又は過去に在籍したことのある職員及び大学院生
- (2) 本学から博士の学位を授与された者
- (3) その他、図書館長が特に認めた者

(登録対象)

第 5 条 登録対象となる学術情報等は、次の(1)から(4)のいずれかの要件を満たし、公開に際して問題が発生しない情報等とする。

- (1) 本学における教育研究活動において、その主要な部分が作成されたものであること
- (2) 登録者が当該コンテンツの主要な部分に関与したものであること
- (3) 本学が授与する博士学位の授与に係る論文等
- (4) 図書館長が適当と認めたもの

(事務局)

第 6 条 リポジトリに関する事務は、図書館室が行う。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、リポジトリに関し必要な事項は、別の要項に定める。

附 則

第 1 条 この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。